

2025年4月～

出産直後の夫婦および育児短時間勤務者への給付金創設

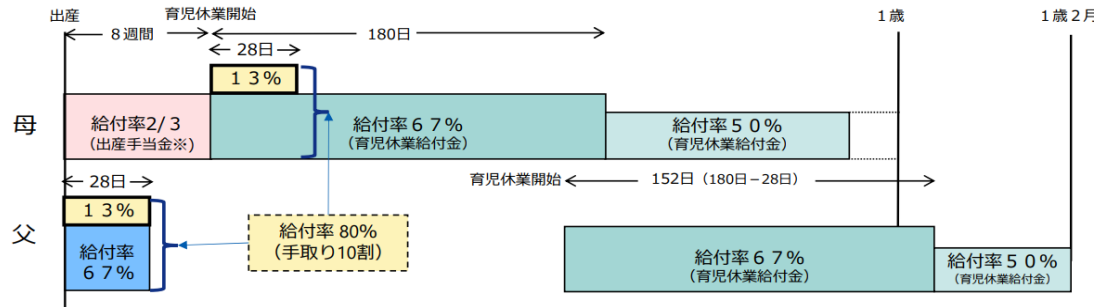
出生後休業支援給付

夫婦両方(※1)が出生直後の一定期間内(※2)に14日以上(男性は産後パパ育休)を取得する場合に、休業開始前賃金の13%が最大28日間分支給されることになりました。現在の育児休業給付金(女性)および出生時育児休業給付金(男性)に上乗せ支給される形です。

- ※1 配偶者が専業主婦(夫)やひとり親家庭の場合等は、配偶者の育児休業の取得を求められません
- ※2 男性は子の出生後8週間以内、女性は、産後休業後8週間以内

【ポイント】出生後休業給付と育児休業給付金を合わせて給付率が80%となり、手取りで10割相当が支給される仕組み。育児休業を取得しづらいと悩んでいる男性に対して育休の取得を推進しています。

○育児休業給付の給付イメージ



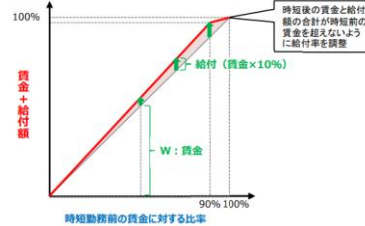
育児時短支援給付

2歳未満の子を養育する短時間勤務者の給与が低下した場合に、低下分の一部を補填する給付です。給付率は、時短勤務中に支払われた賃金の10%です。(賃金と給付金の合計額が時短前の賃金を超えることはありません)

【ポイント】

- 短縮時間が短いほど、賃金と育児短時間支援給付金合わせて10割に近づく仕組みです。
- 2歳未満という子の年齢制限があるため、子の2歳の誕生日まで育児休業を取得した方は利用できませんので注意が必要です**

○育児時短就業給付の給付イメージ



【こちらも2025年4月より開始】 育児休業延長の審査が 厳しくなります

育児休業は、原則子の1歳の誕生日前日まで取得でき、休業中は生活費を補うために「育児休業給付金」を受給することができます。しかし1歳の誕生日前日時点で「保育所に申込をしたが入所できない」等の一定の理由があれば6か月ごとに延長でき、最長2歳の誕生日前日まで取得することができます。

この延長申請について、2025年4月から審査が厳格化されることになりました。**いわゆる“保育園の入所保留狙い”が目的でないか**を確認するために、追加の書類が必要になります。

<延長するための確認書類>

- ・入所保留通知書、入所府承諾通知書等
- ・実際に申し込んだ「保育所利用申込書写し」 **新規追加!**
- ・延長事由認定申告書 **新規追加! (※)**

※こちらの申告書には、保育所申込みにあたり入所保留となることを希望していないことや内定辞退していないか、そして申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみとなっていないことや申し込んだ保育所のなかで最も近隣の保育所までの通所時間等について、ご自身に記入していただくものです。詳細な記入が必要となりますので、ご不明点をご相談ください。

編集後記

みなさん、外出時の日射対策は何をしていますか？
帽子を被っている方も多くいらっしゃいますが、とくに男性のみなさん、日傘の選択肢はありますか？「日傘なんてひ弱なイメージで恥ずかしい」と言われるかもしれませんが、直射日光を遮ることで、3-4℃近く体感温度が下がります。汗の量もかなり減少します。男女ともわず、あたりまえに日傘をさす世の中になれば良いな、と思う今日この頃です。